

PILE - A collaborative studio - 利用規約

Route Design合同会社（以下、「運営主」といいます。）が運営・管理する、コラボラティブスタジオ「PILE」及びそれに付随する設備・備品（以下、これらをまとめて「本件施設」といいます。）のご利用にあたり、下記の通り利用規約を定めます。

第1条（利用規約の適用）

1. 本利用規約は、運営主に対し本件施設の利用を、運営主指定の手続きにより申込み、かつ運営主が面談を行い、これを承諾した方（以下「利用者」といいます。）に対して適用されます。
2. 利用者は、本利用規約のすべての記載事項について同意した上で、運営主に対し、本件施設の会員登録を行うものとします。

第2条（内覧と面談）

1. 本件施設の内覧及び利用を希望される方は「PILE」のHPより内覧と面談の申込みを行ってください。
2. 実際に本件施設にお越しいただき、担当者の案内のもと、施設を内覧いただきます。
3. 内覧後、担当者と面談を行っていただきます。本件施設の利用を希望される方は、現在携わっている事業及び将来携わろうとしている事業の内容を運営主に開示するものとします。

第3条（利用申込み）

1. 内覧及び面談終了後、改めて本件施設の利用を希望される方は、本利用規約に同意のうえ、担当者と利用開始日を協議し、所定の会員登録手続きを行って下さい。
2. 会員登録の手続きを行なった日を利用開始日とし、以後料金が発生するものとします。
3. 利用者は「個人名義」「個人事業主名義」「法人名義」のいずれかで登録が可能です。
4. 会員登録をされる際は、以下をご提示ください。
 - (1) 個人または個人事業主名義で登録をする場合
 - ・ 利用者個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パスポート等）
 - ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類
 - (2) 法人名義で登録をする場合
 - ・ 所属する法人を証明する資料
 - ↳ 個人事業主または経営者：商業登記簿謄本および印鑑登録証明書
 - ↳ 会社員：名刺及び会社のWEBサイトのURL
 - ・ 利用者個人の身分証明書（運転免許証、国民健康保険被保険者証、パ

- ・ その他、運営主から別途提出の指示がある書類

第4条（施設の利用）

1. 利用者は、本利用規約に従い所定の会員登録手続きを行い、本件施設の利用をすることができます。
2. 利用者は、本件施設内において、フリーデスクを利用できるほか、共有スペース等の施設及び共有備品の利用をすることができます。
3. 本件施設の営業時間は下記のとおりです。

<利用可能時間>
年中無休／24時間利用可

<運営窓口>
月曜～金曜 9時～19時
土曜、日曜 9時～17時
※上記の時間帯は運営スタッフが常駐しています。
※祝日、上記外の時間帯は無人となります。

<営業時間外の緊急連絡先>
080-6040-0045

4. 本利用規約の有効期間中、会員本人のみ、本件施設を利用する権利を有します。
5. 利用者は本件施設の区画・設備の変更について、運営主の指示に従うものとします。
6. 運営主または運営主の指定する者が、本件施設の運営管理のため、本件施設に立ち入り、これを点検することがあり、また、必要と判断した場合は利用者に対して適宜の措置を求める場合があることを、利用者は了解しているものとします。
7. 利用者が本件施設においてミーティング、セミナー等を行う場合は、運営主に対して事前申告を行い、運営主の承諾を得た内容・時間帯・参加人数で開催するものとします。なお、利用者が開催するミーティング、セミナー等の内容によっては、開催にかかる利用料金を別途請求できるものとします。利用料金は別添の「PILE利用料金表」にて定めるとおりとします。
8. 利用者が第4条3項に定めた運営窓口の時間帯に施設を利用する際は、運営主より利用者に提供される電子鍵で入退室をおこなうものとします。

第5条（法人登記）

1. 利用者は本件施設の以下の住所を本店所在地として法人登記・住所利用を行うことができるものとし、名刺やウェブサイト等に掲示することができます。

〒240-0005
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134-9星天qlayD-2

2. 法人登記の登録手続きにあたり、下記の書類を運営主にご提示ください。
 - ・ 商業登記簿謄本および印鑑登録証明書

- ・その他、運営主から別途提出の指示がある書類
- 3. 運営主は法人登記を行なった利用者に対し、郵便物等の受取・預かり用の郵便ポストを提供します。ポストに入らないサイズの郵便物等は運営主が一時的にお預かりし、利用者に連絡します。ただし、連絡をしてから7営業日を過ぎて受け取りがない場合は、郵便物に対する一切の補償は行いません。
- 4. 現金書留及び代引き郵便については、運営主は、郵便物等の受取・預かりによる対応は行いません。
- 5. 収受した利用者宛の郵便物等について、犯罪による収益である疑いかそれらの事実の仮装・秘匿行為を行っている疑いがある場合、運営主は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および経済産業省の「郵便物受取サービス業者における疑わしい取引の参考事例」に基づき、利用者に事前通知することなく、行政庁等へ届出を行う場合があります。
- 6. 会員登録期間及び法人登記期間の有効期間終了後は、郵便物等の受取・預かりも終了します。

第6条（会員料金、その他施設利用料金）

1. 利用者は運営主に対し、本件施設の利用料金（以下「会員料金」といいます。）及び、本件施設に設置する設備、備品、その他サービス（以下「その他施設利用料金」といいます。）を、別添の「PILE利用料金表」にて定める利用料金に従い支払うものとします。
2. 会員料金は、会員登録日及び会員更新日に先の利用期間分をお支払いいただきます。
3. 支払い方法は運営主が指定する下記の方法でのお支払いとします。

（1）運営窓口で決済をする場合

- ・現金
- ・電子マネー
- ・クレジットカード

（2）自動決済をする場合（会員料金のお支払いのみ）

- ・クレジットカード

第7条（利用期間、会員登録更新、解約）

1. 本件施設の利用可能期間は、運営主と利用者の中で、本件施設の会員登録の手続きにおいて合意に達した日及び会員料金の支払いが完了した日（以下「会員登録日」といいます。）より開始します。
2. 次回の会員登録更新日の**10日前まで**に、運営主から利用者に対し、会員登録継続の意思を確認する連絡を行います。会員登録を更新する場合は、運営主に対し、会員登録更新の申告を行なってください。
3. 会員登録の解除を行う場合は、利用者が運営主に対し、会員登録更新日の**3営業日前まで**に退会申告するものとし、所定の退会手続きを行なってください。
4. 利用者が退会申告を行なった日から会員期間の残りが1ヶ月未満の場合は、残り期間の会員料金の返金はできません。
5. 利用者が退会申告を行う際に、利用者が本件施設の会員料金をまとめ払いで支払い、また会員期間の残存期間が1ヶ月以上残っている場合は、別添の「付帯規則」にて定める途中解約料金に従い、残りの期間の料金を返金するものとします。会員期間の残存期間が1ヶ月未満の場合は、返金は致しません。ご

了承ください。

第8条（退会処分）

1. 運営主は利用者に対し、本件施設における以下の行為を禁止します。利用者が本項に記載の禁止行為を行った場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、退会処分することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 落書き・いたずら等をする行為。
 - (2) 運営主に承諾を得ていない販売、寄付募集等の行為。
 - (3) 運営窓口の営業時間外に、無断で会員以外の方を入館させる行為。
 - (4) 本件施設の玄関の電子鍵の情報を本人以外に漏洩する行為。
 - (5) 本件施設の鍵の持ち出し・持ち帰り・コピー（スペアキーの作成等）を、運営主の承諾を得ることなく行う行為。
 - (6) 麻薬等の薬物を使用または持ち込む行為。
 - (7) 運営主の承諾を得ずに危険物（火薬、油脂、毒性ガス、ガスボンベ等）を持ち込む行為。
 - (8) 運営主の承諾を得ずに腐敗物、腐食物等を持ち込む行為。
 - (9) 運営主の承諾を得ずに火気を使用する行為。
 - (10) 電気・水道・インターネット通信回線を過剰に使用する行為。
 - (11) 本件施設における喫煙行為。
 - (12) 運営主の承諾を得ずに飲酒をする行為。
 - (13) 音を流す行為。ただし周囲に音が漏れないヘッドホンで音を聴く行為、本件施設に在室している他の全ての者の了承を得たうえで共用設備のオーディオで音を聴く行為は除きます。
 - (14) 騒音、大音響または臭気を発する行為。
 - (15) 運営主が本件施設に保管している備品・商品が無断で持ち出す行為。
 - (16) フリーデスク及び共用スペース部分等を専用使用する行為。
 - (17) 運営主による本件施設の区画・設備変更を妨げる行為。
 - (18) 他の利用者・顧客に迷惑をかける行為。
 - (19) 本件施設の利用権の譲渡・転貸をする行為。
 - (20) 本件施設を損傷・汚損する行為。

2. 利用者が本項のいずれか一つに該当する場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、退会処分することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
 - (1) 本条1項のいずれかに違反し、運営主が利用者に対して是正を催告した後、合理的な期間内に是正されない場合。
 - (2) 会員登録における利用者の記載事項が事実と異なる場合。
 - (3) 利用目的が非合法または反社会的なものである場合、またはそのおそれがある場合。
 - (4) 公序良俗に反するまたは法律に違反するおそれがあると運営主が判断した場合。

- (5) 関係官公庁より利用の中止命令が出た場合。
 - (6) 破産、会社整理開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったときまたは信用状態に重大な不安が生じた場合。
 - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けた場合。
 - (8) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をした場合。
 - (9) 代表者もしくは実質的に経営権を有する者が暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体の構成員もしくは準構成員であることが判明したとき、または暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。
3. 利用者が、以下の項目のいずれか一つに該当する事業に関連する者であると判断された場合、運営主は利用者に対し、事前の通知もしくは催告を要することなく、退会処分することができるものとします。これにより利用者がこうむった損害については、運営主は一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- (1) 法令に反する事業及び法令に反するおそれのある事業。
 - (2) 公序良俗に反すると運営主が判断する事業。
 - (3) 性風俗関連の事業。
 - (4) 暴力団もしくは過激な政治活動集団等の反社会的と認められる団体に関する事業。
 - (5) 宗教関連の事業。
 - (6) マルチ商法及びそれに類するおそれのある事業。
 - (7) 公営競技を含め、賭博、ギャンブルに関する事業。
 - (8) その他、運営主が不相当と認める事業。
6. 利用者が本条第1項に定める項目に該当する場合により、または第2項に定める行為により、運営主が損害を被った場合、損害賠償をして頂きます。

第9条（損害賠償）

1. 第8条に定める項目に該当し、利用者の責に帰すべき事由により運営主が損害を被った場合、運営主は利用者に対して損害賠償を請求することができます。
- 2.

第10条（個人情報の保護、顧客情報）

運営主は、本件施設の会員登録を通じて知り得た利用者及び利用者の顧客・取引先の個人情報を取り扱うにあたり、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする個人情報保護に関する法令、及び運営主が別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、正確かつ安全に取り扱うものとします。

第11条（本件施設の利用にあたっての責務）

1. 利用者は、本件施設のご利用にあたり、管理者の指示に従い、防災・防犯・怪我の注意などに万全を期して下さい。
2. 本件施設ご利用の際に持ち込まれた備品・商品等は、利用者が責任を持って管理して下さい。
3. 利用者は、運営主より提供を受けた玄関の電子鍵の管理を厳重に行ってください。

- さい。
4. 法人登記を行なった利用者は、運営主から提供された郵便ポストを自己責任のもと管理してください。

第12条（免責）

1. 運営主は、利用者の本件施設ご利用に伴う第11条に記載する事故、盗難、破損（データを含む）その他のトラブルや第三者に対する損害について、一切の責任を負いません。
2. 天災地変、戦争・暴動・内乱、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、ストライキ等の争議行為、輸送機関の事故、その他当事者の責に帰し得ない事由による本利用規約に基づく債務の履行の遅滞または不能が生じた場合は、当該当事者はその責を負わないものとします。

第14条（合意管轄等）

本利用規約の準拠法は日本法とし、本利用規約に関する一切の紛争について訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

運営主 : Route Design 合同会社

PILE所在地 :
〒240-0005
神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134-9
星天qlayD-2

【付則】

令和5年4月1日